

平成19年度 水田農業構造改革交付金産地づくり計画書

刈谷市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、刈谷市とする。

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）で8月1日現在において、改廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

認定方針作成者から水稲生産実施計画書を提出した農業者の情報提供を受け、水稲共済引受面積との突合及び現地確認により実施する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局消費・安全部地域第三課から提供された情報により確認

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

同一年度内に、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の用途の種類に取り組んだ場合、交付対象とするのはこのうちひとつの取組みとする。

ひとつの取組みで複数の用途の種類の要件を満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。

(6) その他の共通事項

ア 農業者の耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、碧南市、安城市、知立市、高浜市、豊田市、豊明市、大府市、三好町、東浦町にあっては本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田を助成対象から除外するものとする。

イ 本計画に基づく助成金の助成対象者は、確認実施主体から水稲生産実施計画書に基づく確認を受け、文書をもって生産調整実施者であることの通知を受けた農業者であり、水田農業構造改革対策実施要領第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者とする。

ウ 本計画に基づく助成金の対象となりうる水田は、水田農業構造改革対策実施要綱（別紙1）第5及び水田農業構造改革対策実施要領第5の2に定める水田とする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協 議会からの 配分額	活 用 額				
			産地づくり 事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改 革促進事業	担い手集積 加算事業
				稲作構造改 革促進事業	担い手集積 加算事業		
産地づくり交 付金		178,964,000	178,964,000				
稲作構 造改革 促進交 付金	基 本 部分	10,842,000		1,000		10,841,000	
	担 い 集 積 手 加 算	1,549,000			1,549,000		
計		191,355,000	178,964,000	1,000	1,549,000	10,841,000	

(2) 用途ごとの活用計画

(単位: ha、円、円/10a)

用途の分類 (記号番号)	助成金の用途の名称	助成対象 面積	活 用 額				計	助成単価	支払時期	備 考	
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促 進事業					担い手集積加算 事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加算か らの活用額						
7・3・1	団地化助成	300.0	171,000,000	0	0		171,000,000	57,000	H20.3		
1・1・1	生産調整の実施	57.3	1,719,000	0	0		1,719,000	3,000	H20.3		
1・2・1	加工用米の生産	3.5	345,000	0	0		345,000	10,000	H20.3		
D・4・1	利用集積助成	310.0	0	1,000	1,549,000		1,550,000	500	H20.3		
7・D・3	協議会運営費		5,900,000	0	0		5,900,000		随時		
	米価下落等の補てん (基本部分)	450.0				10,841,000	10,841,000	2,400	H20.3		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分					0	0			
		(前年度分)						0	0		
	計		178,964,000	1,000	1,549,000	10,841,000	191,355,000				

- (3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等
 (ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の用途

助成金の用途の名称	団地化助成
用途の分類 (記号番号)	7・3・1
具体的内容 [支出の項目]	<p>集落又は地区単位でブロックローテーション計画を作成し、麦・大豆又は里芋栽培を団地化するとともに、麦・大豆作については基幹3作業以上を地域水田農業ビジョンに定める担い手(以下「担い手」という。「助成要件」欄及び「確認方法」欄においても同義とする。)に委託した場合、面積に応じて農地の使用収益権者に対し定額助成を行う。</p> <p>また、担い手加算として、農地の使用収益権者から基幹3作業以上の栽培作業を受託した担い手に対して定額助成を行う。</p> <p>里芋については、団地内で作物を栽培した場合、農地の面積に応じて農地の使用収益権者に対して定額助成を行う。</p>
効 果	<p>団地化を計画的に行うことにより、米・麦・大豆・里芋の生産数量(生産面積)が具体化し、生産調整の推進に資する。</p> <p>作業を明確化した担い手に委託することにより、農用地の利用集積を担い手中心に進めることができ、水田農業の構造改革を促す。</p> <p>各作物についても、まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、効率的に作業を進める事ができ、品質が均一な農産物の生産が可能になり、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物の作付け目標の達成に資する。</p> <p>計画的な生産団地化(ブロックローテーション)の推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を抑制でき、水田の持つ多面的機能が維持され、良好な水田環境の保全に資する。</p>
助 成 要 件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <p>1 次の全てを満たす農地の使用収益権者 JA等の認定生産調整方針に参加している者。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 営農計画書等を地域水田農業推進協議会、農業共済組合、JA等の認定方針作成者に提出している者。 JA等の認定方針作成者から米の生産数量目標及び生産面積目標を配分され、確認実施主体から作付け状況について確認を受け、文書をもって生産調整実施者であることを認定生産調整方針作成者から通知をされた者。 本地域協議会及び他地域の協議会で計画され、団地化(ブロックローテーション)された地区で国が定める助成対象水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている者で、基幹3作業以上の栽培作業を地域水田農業ビジョンに明確化された担い手に委託している者。</p> <p>2 次の全てを満たす担い手(担い手が営農集団の場合は、当該構成員) 地域水田農業ビジョンに担い手であることが明確化されていること。 JA等の認定生産調整方針に参加している者。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 営農計画書等を地域水田農業推進協議会、農業共済組合、JA等の認定生産調整方針作成者に提出している者。 JA等の認定生産調整方針作成者から米の生産数量目標及び生産面積目標を配分され、実施確認主体から作付け状況について確認を受け、文書</p>

<p>助 成 要 件</p>	<p>をもって生産調整実施者であることを認定生産調整方針作成者から通知をされた者。 農地の使用収益権者と、基幹3作業以上の農作業受委託契約を結んでいること。 基幹3作業とは、耕起、播種、収穫とする。 助成対象水田の要件 国が定めた助成水田において、本地域協議会及び他地域の地域協議会の計画により団地化（ブロックローテーション）された水田 対象作物 対象とする作物は、収穫を目的に通常の栽培管理が行われている麦、大豆又は里芋とし、通常の収穫を上げる得る植栽密度があるものとする。 対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産確定数量の外数として扱われるもののうち、ほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。 ただし、米の作付確定面積以内でブロックローテーション計画により、麦を収穫した後に主食用水稻を作付けたものは、交付対象とする。 団地規模要件 概ね1ヘクタール以上連担団地を構成していること。要件の判定に当たっては、畦畔及び助成対象水田における対象作物以外の作物の作付面積（水稻及び湛水性作物は除く。）を含めることができるものとする。連担していることの判定は、各作物の作付け状況をほ場位置図に記し、作付地が一団となっていることをもって行うものとする。 連担していることの判定にあたっては、対象作物と同じ作物が作られた畑地、農業用施設用地及び団地を構成する農業者の自宅が介在しても構わないものとする。 作付け地が一団となっていることの判定にあたっては、効率的な生産を確保するため、作付ほ場の1辺以上が隣接栽培地に接していることとし、一団の中に対象作物と同じ作物が作られた畑地、農業用施設用地及び団地を構成する農業者の自宅が介在しても構わないものとする。 その他の要件 ・集落単位又は地区単位で団地（ブロックローテーション）計画を作成すること。</p>
<p>確 認 方 法</p>	<p>交付対象者 1 農地の使用収益権者 生産調整の実施者の確認は、共通事項（3）及び（4）による。（水稻生産実施計画書と水稻共済細目書との突合せの結果、内容が合致する場合は、要件の一部の確認を実施したものと見做す。） 実施確認主体からの情報 水田台帳、農家基本台帳の写し なお、農地の使用収益権者が本協議会の区域外に居住し、対象水田が本協議会の区域内にある場合、農地の使用収益権者が居住する区域の地域協議会へ当該農地の営農計画書を提出していないことの確約書によることとする。 また、農地の使用収益権者が本協議会の区域内に居住し、対象農地が本協議会の区域外に在る場合は、当該農地の存在する地域水田農業推進協議会に営農計画書を提出しないことの確約書による。 2 担い手等 地域水田農業ビジョンの担い手リストに登載されており、認定生産方針作成者からの生産調整実施者であることの情報による。 助成対象水田 共通事項（2）であり、かつブロックローテーションの範囲内で計画的に助成対象作物の収穫後に主食用水稻を作付け、ブロックローテーションの範</p>

	<p>圃外の主食用水稲の作付面積と合わせて作付確定面積の範囲内であることが水稲生産実施計画書と水稲共済細目書との突合せにより確認された水田。</p> <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画作物が栽培され通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稲の作付けが行われていないことの確認は現地調査による(ブロックローテーション計画による麦作後水稲を除く)。ただし、水稲生産実施計画書と水稲共済細目書との突合せの結果、内容が合致する場合は水稲の作付けが行われていないものと見做す。 <p>ほ場の確認の時期は次の通りとする。</p> <p>麦・・・4月1日から5月31日まで 大豆・・・7月15日から8月31日まで 里芋・・・7月15日から8月31日まで</p> <p>規模要件 実測、土地登記簿、農作業受委託契約書等の資料との照合</p> <p>連担要件 ほ場位置図</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロックローテーション計画の写し、団地化計画の写し ・共同乾燥調整施設利用実績(利用明細の写し) ・作業受託の場合、受委託契約書の写し 				
<p>助 成 水 準</p>	<p>麦・大豆又は里芋の作付 10a当りの助成額</p> <table border="0"> <tr> <td>農地の使用収益権者</td> <td>32,000円</td> </tr> <tr> <td>担い手(里芋を除く)</td> <td>25,000円</td> </tr> </table> <p>担い手の助成は、農地の使用収益権者が担い手に基幹3作業以上を委託した場合に交付する。</p> <p>なお、農地の使用収益権者が担い手等の場合、自ら基幹3作業以上の農作業を実施した場合は、農地の使用収益権者と担い手の助成額の合計を交付する。</p>	農地の使用収益権者	32,000円	担い手(里芋を除く)	25,000円
農地の使用収益権者	32,000円				
担い手(里芋を除く)	25,000円				
<p>単 価 調 整 の 方 法</p>	<p>団地化助成額、生産調整の実施助成額、加工用米の生産助成及び協議会運営費にかかる費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが、農業者等からの営農計画等を取りまとめた結果、明らかになった場合は、次式により単価調整を行うものとする。</p> <p>農地の使用収益権者 調整後の単価 = (当初の用途ごとの活用予定額 × 56.1パーセント) ÷ 団地化助成対象水田面積合計 (㎡) × 1000</p> <p>担い手加算 調整後の単価 = (当初の用途ごとの活用予定額 × 43.9パーセント) ÷ 団地化助成対象水田面積合計 (㎡) × 1000</p> <p>上記計算により千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものを調整後の単価とする。</p>				

助成金の使途の名称	生産調整の実施
使途の分類 (記号番号)	1・1・1
具体的内容 [支出の項目]	集落又は地区で、生産数量目標を達成する目的でその他一般作物、特例作物等を作付けした水田において、その作付面積に応じて農地の利用収益権者に対して助成を行う。
効 果	ブロックローテーションによる団地化により計画的な生産調整と水稻の作付けがされますが、ブロックローテーション地域外の水田において耕作放棄地の発生が抑制され、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。
助 成 要 件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす農地の耕作者 JA等の認定生産調整方針に参加している者。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 営農計画書を地域水田農業推進協議会、農業共済組合、JA等の認定生産調整方針作成者に提出している者。 JA等の認定方針作成者から米の生産数量目標及び生産面積目標の配分を受け、実施確認主体による作付け状況について調査を受け、文書をもって生産調整実施者であることの通知を受けた者。</p> <p>助成水田の要件 国が定める助成水田であり、ブロックローテーションの範囲内で計画的に団地化助成の対象作物の収穫後に主食用水稻を作付けし、ブロックローテーションの範囲外の主食用水稻の作付面積と合わせて作付確定面積の範囲内である水田。</p> <p>対象作物 対象とする作物は、麦、大豆、飼料作物(団地化助成対象作物を除く。)、その他一般作物、地力増進作物、特例作物、永年性作物(平成16年以降に植栽されたものに限る)景観形成作物とする。 なお、その他一般作物とは麦、大豆、飼料作物、永年性作物、景観形成作物以外の作物をいう。</p> <p>その他の要件 ・対象作物の収穫年度に水稻の作付け(生産目標数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているもの及びブロックローテーションの範囲内で計画的に助成対象作物の収穫後に主食用水稻を作付けし、ブロックローテーションの範囲外の主食用水稻の作付け面積と合わせて確定面積の範囲内である水田を除く。)が行われていないこと。 ・通常の収穫を上げ得る十分な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。</p>

<p>確 認 方 法</p>	<p>交付対象者 生産調整の実施者の確認は、共通事項（３）及び（４）による。（水稻生産実施計画書と水稻共済細目書を突き合わせた結果、内容が合致する場合は、要件の一部の確認を実施したものと見做す。） 生産調整確認主体からの情報による。</p> <p>助成対象水田 国が定めた助成水田であり、かつブロックローテーションの範囲内で計画的に団地化助成の対象作物の収穫後に主食用水稻を作付け、ブロックローテーションの範囲外の主食用水稻の栽培面積と合わせて作付確定面積の範囲内であることが水稻生産実施計画書と水稻共済細目書との突合せにより確認された水田。</p> <p>助成対象作物 計画作物が栽培され通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稻の作付けが行われていないことの現地確認による。ただし、水稻生産実施計画書と水稻共済細目書との突合せの結果、内容が合致する場合の確認は水稻の作付けが行われていないものと見做す。 確認基準日：麦、れんげ及び菜の花 ４月１日から５月３１日まで 飼料作物 ５月１日から５月３１日まで 地力増進作物 １１月１日から１１月３０日まで 永年性作物 ５月１日から８月３１日まで 野菜類 ７月１日から１０月３１日まで コスモス ９月１日から１１月３０日まで</p> <p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>飼料用作物 飼料作物の利用供給契約計画の写し</p>								
<p>助 成 水 準 [積 算 根 拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>１０アール当たり助成額</p> <table border="0"> <tr> <td>麦・大豆・飼料作物</td> <td>３千円／１０a 以内</td> </tr> <tr> <td>その他一般作物</td> <td>３千円／１０a 以内</td> </tr> <tr> <td>永年性作物</td> <td>３千円／１０a 以内</td> </tr> <tr> <td>景観形成作物</td> <td>３千円／１０a 以内</td> </tr> </table>	麦・大豆・飼料作物	３千円／１０a 以内	その他一般作物	３千円／１０a 以内	永年性作物	３千円／１０a 以内	景観形成作物	３千円／１０a 以内
麦・大豆・飼料作物	３千円／１０a 以内								
その他一般作物	３千円／１０a 以内								
永年性作物	３千円／１０a 以内								
景観形成作物	３千円／１０a 以内								
<p>単 価 調 整 の 方 法</p>	<p>団地化助成額、生産調整の実施助成額、加工用米の生産助成及び協議会運営費にかかる費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが、農業者等からの営農計画等を取りまとめた結果、明らかになった場合は、次式により単価調整を行うものとする。</p> <p>調整後の単価 = 当初の用途ごとの活用予定額 ÷ 営農計画書等取りまとめ後の用途ごとの合計面積 (m²) × 1000</p> <p>上記計算により千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものを調整後の単価とする</p>								

助成金の使途の名称	加工用米の生産
使途の分類 (記号番号)	1・2・1
具体的内容 [支出の項目]	集落又は地区で、生産目標数量を達成する目的で加工用米を栽培し、加工用米流通契約により出荷した場合、水田の利用収益権者に対して、面積に応じて定額助成を行う。
効果	ブロックローテーションによる団地化による計画的な生産調整と水稻の作付けを行っていますが、ブロックローテーション地区外には湿田地帯が多数存在し、これらの地域での生産調整を達成するため有効である
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす農地の耕作者 JA等の認定生産調整方針に参加している者。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 営農計画書を地域水田農業推進協議会、農業共済組合、JA等の認定生産調整方針作成者に提出している者。 JA等の認定方針作成者から米の生産数量目標及び生産面積目標の配分を配分され、実施確認主体による作付け状況について調査を受け、文書をもって生産調整実施者であるとの通知を受けた者。</p> <p>助成水田の要件 国が定める助成水田であり、ブロックローテーションの範囲内で計画的に団地化助成の対象作物の収穫後に主食用水稻を作付けし、ブロックローテーションの範囲外の主食用水稻の作付面積と合わせて作付確定面積の範囲内である水田。</p> <p>加工用米水稻の要件 加工用米流通契約及び営農計画書に基づく栽培であること。 なお、加工用米作付水田は、加工用米流通契約により作付けほ場が特定されているものを除き、水稻生産実施計画書に記載された水稻作付水田の記載順に栽培されたものと見做す。</p> <p>その他の要件 ・対象作物の収穫年度に水稻の作付け(生産目標数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。)が行われていないこと。 ・通常の収穫を上げ得る十分な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われていること。</p>

<p>確認方法</p> <p>確認方法</p>	<p>交付対象者 生産調整の実施者は、共通事項（３）及び（４）による。（水稲の栽培面積が、水稲栽培実施計画書と水稲共済細目書を突合せた結果、内容が合致する場合は、要件の一部の確認を実施したものと見做す。） 生産調整確認主体からの情報による。</p> <p>助成対象作物 営農計画書に基づいた、ほ場調査による。また、計画作物が栽培され通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。主食用水稲の作付けが行われていないことの確認は、水稲生産実施計画書と水稲共済細目書と突合せの結果内容が合致する場合の確認は水稲の作付けが行われていないものと見做す。 ほ場調査基準日： ８月１日</p> <p>助成対象水田 国が定めた助成水田であり、かつブロックローテーションの範囲内で計画的に団地化助成の対象作物の収穫後に主食用水稲を作付け、ブロックローテーションの範囲外の主食用水稲の栽培面積と合わせて作付確定面積の範囲内であることが水稲生産実施計画書と水稲共済細目書との突合せにより確認された水田。</p> <p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>加工用米の確認 加工用米の数量は流通契約による。また、作付面積の確認については、加工用米流通契約により作付けほ場が特定されているものを除き、「農業者別の生産目標数量の設定方針」で定めた配分基準単収により換算するものとする。</p>
<p>助成水準 「積算根拠」 (助成額の算定方法)</p>	<p>10アール当たり助成額 加工用米水稲 10千円 / 10a 以内</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>団地化助成額、生産調整の実施助成額、加工用米の生産助成及び協議会運営費にかかる費用の合計が県協議会からの助成総額を上回ることが、農業者等からの営農計画等を取りまとめた結果、明らかになった場合は、次式により単価調整を行うものとする。</p> <p>調整後の単価 = 当初の用途ごとの活用予定額 ÷ 営農計画書等取りまとめ後の用途ごとの合計面積 (m²) × 1000</p> <p>上記計算により千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものを調整後の単価とする。</p>

助成金の使途の名称	利用集積助成【産地づくり特別加算事業分】
使途の分類 (記号番号)	D・4・1
具体的内容 [支出の項目]	集落又は地区単位でブロックローテーション計画を作成し、麦又は大豆栽培を団地化するとともに基幹3作業以上を地域水田農業ビジョンに定める担い手に農地の利用収益権者が委託した場合、面積に応じて担い手に対し定額助成を行う。
効 果	ブロックローテーション計画の実施にあたって、農作業の受委託契約を担い手と結ばせることによって、水稻栽培の受委託契約につなぐことが可能になり、担い手による経営規模の拡大化が進み、水田農業の構造改革に資する。
助 成 要 件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <p>1 次の全てを満たす担い手（担い手が営農集団の場合は、当該構成員） 地域水田農業ビジョンに担い手であることが明確化されていること。 JA 等の認定生産調整方針に参加している者。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者。 営農計画書を地域水田農業推進協議会、農業共済組合、JA 等の認定生産調整方針作成者に提出している者。 JA などの認定方針作成者から米の生産数量目標及び生産面積目標の配分を受け、実施確認主体による作付け状況調査の結果、文書をもって生産調整実施者であるの通知を受けた者。 農地の使用収益権者と基幹3作業以上の農作業受委託契約を結んでいること。</p> <p>2 刈谷市水田農業ビジョンに記載されている営農集団</p> <p>助成対象水田の要件 「団地化助成」と同じ</p> <p>対象作物 「団地化助成」と同じ</p> <p>団地規模要件 「団地化助成」と同じ</p> <p>その他の要件 「団地化助成」と同じ</p>

<p>確 認 方 法</p>	<p>交付対象者 刈谷市地域水田農業ビジョンの担い手リストに登載されており、認定生産調整方針作成者からの生産調整実施者であることの情報による。</p> <p>助成対象水田 共通事項(2)であり、かつブロックローテーションの範囲内で計画的に助成対象作物の収穫後に主食用水稲を作付け、ブロックローテーションの範囲外の主食用水稲の作付け面積と合わせて作付確定面積の範囲内であることが水稲生産実施計画書と水稲共済細目書との突合せにより確認された水田。</p> <p>対象作物 ・計画作物が栽培され通常の収穫、通常の肥培管理が行われていること。及び水稲の作付けが行われていないことの確認は現地調査による(ブロックローテーション計画による麦作後水稲を除く)。ただし、水稲生産実施計画書と水稲共済細目書との突合せの結果、内容が合致する場合は水稲の作付けが行われていないものと見做す。 ほ場の確認の時期は次の通りとする。 麦・・・4月1日から5月31日まで 大豆・・・7月15日から8月31日まで</p> <p>規模要件 実測、土地登記簿、農作業受委託契約書等の資料との照合</p> <p>連担要件 ほ場位置図</p> <p>その他 ・ブロックローテーション計画の写し、団地化計画の写し ・共同乾燥調整施設利用実績(利用明細の写し) ・作業受託の場合、作業受委託契約書の写し</p>
<p>助 成 水 準 [積 算 根 拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>10アール当たり助成額 麦・大豆の作付け 500円</p>
<p>単 価 調 整 の 方 法</p>	<p>県協議会からの助成総額を上回ることが、担い手からの営農計画書を取りまとめた結果、明らかになった場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 産地づくり特別加算事業総額 ÷ 利用集積助成対象面積合計 (㎡) × 1000</p> <p>上記計算により百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたものを調整後の単価とする。</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費
分類	7・D・3
具体的内容 【支出項目】	1 謝金 地域水田農業推進協議会会員及び幹事に対する報償費 2 旅費 地域水田農業推進協議会会員及び事務局員の旅費 3 事務等経費 賃金、通信運搬費、会場借上料、消耗品費、食料費、印刷製本費、手数料、負担金 4 委託費 確認事務等協議会事務の一部を委託する費用
効果	刈谷市地域水田農業推進協議会の円滑な執行を図ることで、水田農業構造改革の推進、認定農業者等の育成に資する。
助成要件 【支出の対象】	謝金 地域協議会・検討会の出席謝金 単価は、刈谷市の基準による 旅費 普通旅費 助成要件の確認に係る旅費、会議出席に係る旅費等協議会の活動に係る旅費 事務的経費 賃金 助成金交付事務に係る臨時職員賃金 協議会事務を執行するにあたり臨時職員賃金 通信運搬費 郵便料 会場借上料 地域協議会等会場借上料 消耗品費 協議会活動に係る消耗品費 食糧費 総会時の湯茶代 印刷製本費 ほ場確認表等、協議会活動に係る印刷製本費 手数料 助成金等を振込む際、金融機関手数料 負担金 説明会等に参加する際の参加費 委託費 電算処理・現地確認等協議会事務の一部を委託して行うための委託料
確認方法	賃金 雇用伺い、臨時職員出勤簿等 謝金 会議開催伺い、会議議事録、出席者名簿、受領書等 旅費 会議開催通知、出席伺い、旅行命令書、復命書等 通信運搬費 請求書等 会場借上料 会議開催伺い、請求書等 消耗品費 購入伺い、納入物品、請求書等 食糧費 会議開催伺い、請求書等 印刷製本費 購入伺い、納入物品、請求書等 手数料 助成金交付伺い、請求書等 委託費 受委託契約書、成果品、実績報告書、請求書等 負担金 開催通知、出席伺い、復命書、請求書等

<p style="text-align: center;">助成水準 (助成額の算定方法) 【助成要件】</p>	<p>謝金 780,800円</p> <p>内訳 協議会出席に対する報償 @6,400円×36人×3回 幹事会出席に対する報償 @6,400円×4人×3回 監事による会計監査に対する報償@6,400円×2人×1回 単価は、刈谷市の基準による</p> <p>旅費 21,000円</p> <p>内訳 普通旅費 岡崎市 1,180円×10人=11,800円 名古屋市 2,060円×4人=8,240円</p> <p>事務的経費</p> <p>賃金 835,000円</p> <p>内訳 臨時職員賃金 @800円×6時間×165日 割増賃金 43,000円 単価は、刈谷市の基準による</p> <p>通信運搬費 750,400円</p> <p>内訳 郵便料 @80円×2,345人×4回</p> <p>会場借上料 3,000円</p> <p>内訳 総会会場借上料 1,500円×2回</p> <p>消耗品費 331,000円 (雑収入および受取利息配当金収入 計1,000円充当)</p> <p>内訳 ナイロン袋 @1.75円×5,000枚 ゼロックス用紙 @2,100円×50箱 電算用紙 @1,950円×50箱 FD等 38,000円 窓あき封筒 @8円×5,000枚 収入印紙 @400円×10枚 事務用書籍 20,000円 その他消耗品 17,750円(端数調整)</p> <p>食糧費 18,360円</p> <p>内訳 ペットボトルお茶@170円×36人×3回</p> <p>印刷製本費 13,200円</p> <p>内訳 実施通知書 @4.4円×3,000枚</p> <p>手数料 40,000円</p> <p>内訳 振込手数料 @250円×160件</p> <p>負担金 22,000円</p> <p>内訳 説明会出席負担金 @5,500円×4人</p> <p>委託料 3,084,000円</p> <p>内訳 電算処理等 1,584,000円 計画書取りまとめ・現地確認 1,500,000円</p>
<p style="text-align: center;">単価調整の方法</p>	<p>【当初計画より実績が増加した場合】 極力、増加しないよう細心の注意をはらって執行する。 万一増加した場合は、協議会構成団体の助成金により不足分を補う。</p>

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落時の補てん
助成要件	<p>助成対象者 共通事項(6) その他の共通事項に記載されている助成対象者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る抛ちを行っている者のうち、本年産米穀の作付けを行っている者(品目横断的経営安定対策加入者を除く)</p> <p>助成対象水田 共通事項(2) 助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用水稲の作付けを行った水田</p>
確認方法	<p>助成対象者 生産調整実施者名簿から農林水産省東海農政局消費安全部地域第三課から提供される品目横断的経営安定対策の参加者名簿に登載されている者を除いて確認</p> <p>助成対象水田 共通事項(2) 助成の対象となり得る水田により確認 集荷円滑化対策の生産者抛ち出金を納付している者 共通事項(4) により確認</p>
助成水準	主食用水稲作付け10a当たり2,400円
基準収入及び当年産収入の算出方法	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額 基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。 の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。 ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産省統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。 の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)が定める米穀の売買取引に係る業務規程に定める通年取引若しくは期別取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあっては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。)について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格(包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合)にあっては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。)を年産を通して入札回数ごとの落札数量で加重平均した価格(以下「年</p>

	<p>産平均価格」という。)を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。)とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法 当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法</p> <p>(補てん額の算出方法)</p>	<p>(基準収入 - 当年産収入) × 0.9が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「(基準収入 - 当年産収入) × 0.9が補てん単価(円未満切捨て)</p> <p>営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10アール当たり補てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算定した所要額が上回る ことが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × [当初の助成水準の設定の際に推定した 面積 / 営農計画書による申請面積]</p>

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

使途の区分及び使途の名称	作目等区分	員数	単価	金額	備考
その他意欲的な生産調整に関する使途	加工用米水稻	300	1,000	300,000	
合 計		300	-	300,000	

(2) 使途ごとの内容

使途の名称	その他意欲的な生産調整に関する使途
作物等区分	加工用米水稻
具体的内容	加工用米需用者団体等との出荷契約を結び、実際に栽培出荷した農業者に出荷個数に応じて助成する。
効果	本協議会の地区には、湿田地帯が多数存在するため、他の作物が栽培できない水田で栽培を推進し、生産調整の推進するうえで有効であるため。
助成の要件	<p>交付対象者</p> <p>次の全てを満たす加工用米水稻の栽培者</p> <ul style="list-style-type: none"> JA等の認定生産調整方針に参加しているもの。 集荷円滑化対策に参加しているもの。 営農計画書等を地域水田農業推進協議会、農業共済組合、JA等の認定生産調整方針作成者に提出していること。 JA等の認定生産調整方針作成者から米の生産数量目標及び生産面積目標の配分を受け、実施確認主体による作付け状況について調査を受け、生産面積目標以内の作付けと確認された者。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工用米需用者団体等に対し、加工用米流通契約に基づき売り渡される米であること
確認方法	加工用米流通契約書
助成水準 (助成額の算定方法)	玄米60キログラム当たり 1,000円以内
単価調整の方法	<p>県協議会において、各地域協議会からの交付金申請額の合計額が、国からの交付予定額を上回る場合は、交付申請額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う。</p> <p>調整後の助成単価 = 国から県協議会への交付予定額 / 地域協議会の交付申請額の合計額 × 1,000円</p>

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
4,236	4,236	
合 計	4,236	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
4,236	4,236	